E－5規則8の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

条約附属書E－5規則8の規定により、新たな検査基準日は、………………
とする。

署名………………
（権限を与えられた職員の署名）
場所………………
日………………
（必要に応じて、当局の印章）

条約附属書E－5規則8の規定により、新たな検査基準日は、………………
とする。

署名………………
（正当に権限を与えられた職員の署名）
場所………………
日………………
（必要に応じて、当局の印章）

注　該当しないものを抹消すること。

付録II　バラスト水記録簿の様式

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約

………………から………………までの期間

船名………………
国際海事機関船舶識別番号………………
総トン数………………
旗国………………
バラスト水容積（立方メートル）………………
この船舶は、バラスト水管理計画を備える。□
バラスト水タンクを示す船舶の図面

1　はじめに
船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約附属書B－2規則の規定により、各バラスト水に関する作業の記録は、保持されるものとする。当該作業には、海上及び受入施設における排出が含まれる。

2　バラスト水及びバラスト水管理
「バラスト水」とは、船舶の縦傾斜、横傾斜、喫水、復原性又は応力を制御するため、懸濁物質と共に船舶内に取り入れられた水をいう。バラスト水の管理は、承認されたバラスト水管理計画に従うとともに、機関が作成する指針（注3）を考慮するものとする。

注3　機関が決議A.868⒇において採択した有害な水生生物及び病原体の移動を最小にするための船舶のバラスト水の規制及び管理のための指針を参照すること。

3　バラスト水記録簿への記載
バラスト水記録簿への記載は、以下の場合に行うものとする。
3.1　バラスト水が船舶に取り入れられたとき。
3.1.1　取入れの日、時刻及び港又は施設の位置（港又は緯度／経度）、港外の場合は水深
3.1.2　取り入れられた推計容積（立方メートル）
3.1.3　作業の担当職員の署名
3.2　バラスト水管理の目的でバラスト水が循環され、又は処理されたとき。
3.2.1　作業の日及び時刻
3.2.2　循環され、又は処理された推計容積（立方メートル）
3.2.3　バラスト水管理計画に従って行われたか否か。
3.2.4　作業の担当職員の署名
3.3　バラスト水が海洋へ排出されたとき。
3.3.1　排出の日、時刻及び港又は施設の位置（港又は緯度／経度）
3.3.2　排出された推計容積及び残留容積（立方メートル）
3.3.3　承認されたバラスト水管理計画が排出の前に実施されたか否か。
3.3.4　作業の担当職員の署名
3.4　バラスト水が受入施設へ排出されたとき。
3.4.1　取入れの日、時刻及び位置
3.4.2　排出の日、時刻及び位置
3.4.3　港又は施設
3.4.4　排出され、又は取り入れられた推計容積（立方メートル）
3.4.5　承認されたバラスト水管理計画が排出の前に実施されたか否か。
3.4.6　作業の担当職員の署名
3.5　事故による又は例外的なバラスト水の取入れ又は排出
3.5.1　発生の日及び時刻
3.5.2　発生時の港又は船舶の位置
3.5.3　排出された推計容積
3.5.4　取入れ、排出、流出又は喪失の状況、その理由及び一般的記述
3.5.5　承認されたバラスト水管理計画が排出の前に実施されたか否か。
3.5.6　作業の担当職員の署名
3.6　追加的な作業手順及び一般的記述

4　バラスト水の容積
船舶内のバラスト水の容積は、立方メートルで推計されるべきである。バラスト水記録簿には、バラスト水の推計容積についての詳細な言及を含む。バラスト水の容積の推計の正確さは、解釈に委ねられる。

バラスト水に関する作業の記録

バラスト水記録簿のページのサンプル
船名………………
船舶番号又は信号符字………………

日	項目（番号）	作業の記録／担当職員の署名

船長の署名………………

外務大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一
内閣総理大臣　安倍　晋三